

基本理念

基本目標

各施策

各取組

※事業の方向性について

【新規】新たに実施していく取組
【充実】さらに質や規模を高める取組
【継続】引き続き実施していく取組

重点プロジェクト

「お互いを思いやり 支え合つまちをめぐして」
障がいのある人もない人も、住みなれた地域で自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋

1 地域で安心して生活できる基盤づくり

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 障がい福祉サービスの充実
- (3) 障がいの原因となる疾病予防と早期発見・早期対応
- (4) 医療関連施策の充実
- (5) 障がいに応じた情報提供の充実

- 【新規】若年性認知症への支援、介護保険制度への円滑な移行
【充実】相談支援事業の実施、地域づくりのためのネットワークの充実、障がい者基幹相談支援センター機能の充実、包括的相談支援体制の充実
【継続】自立支援協議会の開催、民生委員・児童委員との連携、計画相談支援サービスの実施
- 【新規】障がい福祉サービス提供事業所への人材確保・人材育成支援、障がい福祉サービス提供事業所における業務改善等支援
在宅重症心身障害者（児）訪問看護支援事業の実施、重度身体障害者（児）訪問リハビリ利用料助成事業の実施
【充実】地域生活支援拠点等の機能の充実、包括的相談支援体制の充実（再掲）
【継続】訪問系・日中活動系・訓練・就労系サービスの実施、障がい児支援サービスの実施、みどり地域生活支援センターの運営、各種障害者手帳の交付
税の軽減等の実施、タクシー利用料金等の助成等
- 【充実】訪問指導の実施
【継続】妊産婦健康教育・相談の実施、妊婦健康診査費助成事業の実施、母子保健訪問指導の実施、乳幼児健康診査の実施
乳幼児健康診査事後指導の実施、健康教育・健康相談の実施、療育支援相談の実施、発達障がい児・者への支援、保健指導の実施
健康チェックの実施、ひきこもり等若者相談の実施等
- 【新規】地域における医療的ケア児の支援体制の整備
【継続】自立支援医療の給付（再掲）、福祉医療費助成事業の実施、障がい児機能訓練事業等の実施（再掲）、障がい歯科診療の実施
- 【新規】「あしやねっと♪」による情報提供
【継続】意思疎通支援事業の実施、「障がい福祉のしおり」の発行、情報・意思疎通支援用具の給付、多様な機関・団体等への情報提供

障がい者基幹相談支援センター機能の充実

2 共に学び共に地域で活動できる体制づくり

- (1) 広報啓発活動の充実
- (2) 一貫した教育支援体制の構築
- (3) 福祉教育の推進
- (4) 交流活動の充実
- (5) 地域福祉活動の促進

- 【新規】「あしやねっと♪」を活用した障がいに関する普及啓発
【継続】広報誌・ホームページ等による啓発、マスメディア・SNSによる広報啓発活動
- 【継続】療育支援の実施、インクルーシブ教育・保育事業の実施、要支援児童等教育支援委員会の実施、就学サポート連携推進事業の実施
校内支援体制の整備、障がいの状態に応じた学習指導、進路指導の充実、サポートファイルの普及啓発等
- 【継続】道徳教育の推進、啓発冊子の活用、特別活動の推進、総合的な学習の時間の活用、教職員を対象とした研修、各種講座・教室の開催
福祉教育活動への支援
- 【新規】障がいの有無に関わらず交流できるイベントの開催、障がいの有無に関わらず交流できる居場所の周知
【継続】地域との交流、みどり地域生活支援センターの運営（再掲）、当事者の組織化及び当事者組織の運営支援
- 【充実】市と市民による協働の取組
【継続】ボランティア活動支援、ボランティア活動センターの運営、ボランティアの育成、障がい者団体への助成、障がい者団体活動への支援
活動拠点確保への支援

「あしやねっと♪」を活用した障がいに関する普及啓発

3 適性に応じて能力を発揮し、いきいきと働くことができる環境づくり

- (1) 就労支援の充実
- (2) 多様な社会参加の場・生きがいの場の充実

- 【新規】市役所内カフェにおける障がい者雇用及び授産品等の販売の実施、障がいのある人の採用
【充実】就労に関する企業啓発活動の推進、チャレンジ雇用の実施
【継続】重度障害者多数雇用事業所への支援、障害者雇用奨励金支給制度の実施、福祉的就労の場の確保
保健福祉センターにおける雇用の場の確保、インターンシップの実施、就労支援員の配置、授産品販売コーナーの設置、公共職業安定所等との連携等
- 【新規】障がいの有無に関わらず交流できるイベントの開催（再掲）、障がいの有無に関わらず交流できる居場所の周知（再掲）
【充実】障がい児・者の芸術作品等の発表機会の創出
【継続】各種スポーツ大会等の周知及び参加支援の推進、障がいのある人の生涯学習活動の振興、社会教育施設等の整備・改善
障がいのある人のスポーツへの参加

就労に関する企業啓発活動の推進

4 権利が尊重され安心して暮らせる環境づくり

- (1) 権利擁護の推進
- (2) 生活環境の整備
- (3) 防災・防犯対策と災害時支援・感染症予防対策にかかる体制の整備

- 【新規】芦屋市障がい者理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例に関する取組の推進、障がいのある人の人権に関する啓発
【充実】権利擁護支援の充実、相談支援事業の実施（再掲）
【継続】障がい者虐待防止センター機能の充実、成年後見制度利用支援事業の実施、福祉サービス利用援助事業の実施
障がい者差別解消支援地域協議会の開催、障害者差別解消法及び関連条例に伴う社会教育関係団体等への理解と周知
- 【継続】駅・道路・建物など一体的なバリアフリー化の推進、福祉のまちづくりの推進、道路・公園等のバリアフリー化推進、ノンステップバス等導入の補助
住宅改造費の助成、障がい者向け住宅等の整備等
- 【新規】感染症予防等に係る取組
【充実】福祉避難所の確保
【継続】防災体制の強化、自主防災組織の確立、防災・防犯知識等の普及啓発、緊急・災害時要援護者避難支援体制の確立、災害時避難場所の整備
緊急通報システム事業の実施、消費生活相談の実施（消費生活センター）、119番等緊急通報受信体制の整備

芦屋市障がい者理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例に関する取組の推進